



発行 新潟県

号外 1
令和元年10月18日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 18 知事等の給与の特例に関する条例 (人事課)
- 19 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (人事課)
- 20 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- 21 新潟県公文書の管理に関する条例 (法務文書課)
- 22 新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例 (スポーツ課)
- 23 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (障害福祉課)
- 24 新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例 (児童家庭課)
- 25 新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (児童家庭課)
- 26 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (食品・流通課)
- 27 新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例 (林政課)
- 28 新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例 (議会事務局総務課)
- 29 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例 (警務課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇知事等の給与の特例に関する条例（新潟県条例第18号）

1 給与の臨時的削減措置の実施

現下の厳しい財政状況等を考慮し、令和元年11月から令和6年3月までに支給される知事、副知事、教育長、常勤の県監査委員、地方公営企業管理者、部長級の職員及び本庁の課長等の給料、期末手当等について、知事にあつては100分の20、副知事、教育長、常勤の県監査委員及び地方公営企業管理者にあつては100分の15、部長級の職員にあつては100分の10、本庁の課長等にあつては100分の5を減額することとしました。(第1条～第4条関係)

2 施行期日

この条例は、令和元年11月1日から施行することとしました。

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第19号）

1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、適切な制度運用を可能とするため、関係条例の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（第1条関係）
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）
- (3) 市町村立学校職員の給与に関する条例（第3条関係）
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第4条関係）
- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第5条関係）
- (6) 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第20号）

1 防疫等作業手当の見直し

近隣県における豚コレラ等の近年の家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、支給対象となる家畜伝染病の範囲を拡大することとしました。(第14条関係)

2 身辺警護等業務手当

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行等に伴い、支給要件を見直すこととしました。(第43条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県公文書の管理に関する条例（新潟県条例第21号）

1 目的

この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 行政文書の管理

実施機関が行う行政文書の作成、保存及び知事への移管等に関し必要な事項を定めることとしました。(第4条～第8条及び第10条関係)

3 特定歴史公文書の保存、利用等

特定歴史公文書の適切な保存及び利用等に関し必要な事項を定めることとしました。(第11条～第24条関係)

4 公表

- (1) 知事は、毎年度、行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表することとしました。(第9条関係)
- (2) 知事は、毎年度、特定歴史公文書の保存及び利用の状況の概要を公表することとしました。(第25条関係)

5 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第23号）

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち成年被後見人等の権利の制限に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 職員の旅費に関する条例（第1条関係）
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）
- (3) 市町村立学校職員の給与に関する条例（第3条関係）
- (4) 職員の退職手当に関する条例（第4条関係）
- (5) 新潟県心身障害者扶養共済制度条例（第5条関係）
- (6) 新潟県大麻取締法施行条例（第6条関係）
- (7) 新潟県覚せい剤取締法施行条例（第7条関係）
- (8) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（第8条関係）

2 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行することとしました。

◇新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（新潟県条例第24号）

1 趣旨

この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、臨時児童扶養等資金に係る貸付金の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとしました。（第1条関係）

2 償還の一部免除

臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者が、所得の状況等により当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができることとしました。（第2条関係）

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとし、令和2年1月31日限りその効力を失うこととしました。

◇新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（新潟県条例第25号）

1 使用済み下着等の譲受け等の禁止

青少年に対し、対償を供与し、使用済み下着を譲り受けること等を禁止することとしました。（第20条の2関係）

2 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年を威迫し、児童ポルノの提供を行うように求めること等を禁止することとしました。（第20条の3関係）

3 深夜連れ出し等の制限

保護者の委託を受けた場合等を除き、深夜に青少年を連れ出すこと等を禁止することとしました。（第22条の2関係）

4 施行期日

この条例は、令和2年1月1日から施行することとしました。

◇卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第26号）

1 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち地方卸売市場の認定の申請に係る手数料に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（第1条関係）
- (2) 新潟県手数料条例（第2条関係）
- (3) 新潟県卸売市場審議会条例（第3条関係）
- (4) 新潟県卸売市場条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和2年6月21日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例（新潟県条例第28号）

1 議員報酬及び期末手当の臨時的削減措置の実施

令和元年11月1日から令和5年4月29日までに支給される県議会議員の議員報酬及び期末手当について、100分の10を減額することとしました。（第1条及び第2条関係）

2 政務活動費の臨時的削減措置の実施

令和元年11月1日から令和5年4月29日までに交付される政務活動費について、100分の15を減額することとしました。（第3条関係）

3 施行期日

この条例は、令和元年11月1日から施行することとしました。

◇新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）

1 手数料の追加

道路交通法の改正に伴い、運転経歴証明書の手数を規定している条項に、免許証の更新を受けなかった者に対する交付に係る手数料を追加することとしました。（第8条関係）

2 施行期日

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 知事等の給与の特例に関する条例
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県公文書の管理に関する条例
- (5) 新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (7) 新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例
- (8) 新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
- (9) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (10) 新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例
- (11) 新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例
- (12) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

令和元年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第18号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、教育長及び常勤の県監査委員の給料及び期末手当の額の特例)

第1条 知事、副知事、教育長及び常勤の県監査委員に係る令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)の給料月額、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に、知事にあつては100分の20、副知事、教育長及び常勤の県監査委員にあつては100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

2 知事、副知事、教育長及び常勤の県監査委員に係る特例期間に支給される期末手当の額は、知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年新潟県条例第36号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、知事にあつては100分の20、副知事、教育長及び常勤の県監査委員にあつては100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(地方公営企業管理者の給料及び期末手当の額の特例)

第2条 地方公営企業管理者に係る特例期間の給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。

2 地方公営企業管理者に係る特例期間に支給される期末手当の額は、知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第25条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条、第7条、第8条及び第10条から第13条まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)第5条並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第7条の規定(以下「一般職員給与条例第6条等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第24条第1項に規定する職にある職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する職員のうち本庁の課長及び職務の責任の度がこれに相当するものとして任命権者が定める職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条、第6条、第7条、第9条から第11条まで及び第13条の規定(以下「市町村立学校職員給与条例第5条等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定められた額とする。

(一般職の職員の地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第4条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4又は市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3の規定(以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項又は市町村立

学校職員給与条例第24条第2項の規定（以下「一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額とする。

(1) 前条第1項に規定する職員 100分の10

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項又は市町村立学校職員給与条例第26条第2項及び第27条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 前条第1項に規定する職員 100分の10

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

新潟県条例第19号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(減給の効果) 第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料表の種類及び適用範囲) 第6条 (略) 2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員以外の <u>全ての</u> 職員に適用する。 (臨時職員等の給与等) 第39条 職員のうち新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条及び新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)第2条に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。)の給与については、定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。 第39条の2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬を支給するとともに通勤に係る費用を弁償する。また、その者の任用期間、勤務時間等を考慮し、期末手当を支給することができる。 2 前項の規定による報酬は、日額とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、月額で支給することができる。 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定によ	(給料表の種類及び適用範囲) 第6条 (略) 2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第39条及び附則第5項に規定する職員以外の <u>すべての</u> 職員に適用する。 (臨時職員等の給与等) 第39条 職員のうち新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条及び新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)第2条に規定する職員(以下この条において「定数内職員」という。)以外の臨時又は非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。 <u>次項において同じ。</u>)の給与については、定数内職員に係る定めを超えない範囲内において、任命権者が別に定める。 2 定数内職員以外の非常勤の職員の通勤に係る費用弁償については、定数内職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、任命権者が別に定める。 (恩給を受給しながら常時勤務する職員の給与) 第39条の2 恩給を受給しながら常時勤務する職員の、初任給及び昇給等の基準については、部内の職員との均衡を考慮して、任命権者が別に定めることができる。

<p>る給与及び費用弁償については、常勤の職員との <u>権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が 別に定める。</u></p>	
--	--

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（給料表の種類及び適用範囲）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第40条の5、<u>第41条及び附則第3項</u>に規定する職員以外の<u>全ての職員</u>に適用する。</p> <p style="text-align: center;">（臨時職員等の給与等）</p> <p>第40条の5 職員のうち新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（短時間勤務職員及び次条に規定する職員を除く。）の給与については、<u>定数内職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、</u>県教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>第41条 <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、報酬を支給するとともに通勤に係る費用を弁償する。また、その者の任用期間、勤務時間等を考慮し、期末手当を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による報酬は、日額とする。ただし、県教育委員会が必要と認める場合は、月額で支給することができる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、第1項の規定による給与及び費用弁償については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、県教育委員会</u>が知事と協議して定める。</p>	<p style="text-align: center;">（給料表の種類及び適用範囲）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第40条の5及び附則第3項に規定する職員以外の<u>すべての職員</u>に適用する。</p> <p style="text-align: center;">（臨時職員等の給与）</p> <p>第40条の5 職員のうち新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条に規定する職員（以下この条において「定数内職員」という。）以外の臨時又は非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）の給与については、<u>定数内職員に係る定めを超えない範囲内において、</u>県教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p style="text-align: center;">（恩給を受給しながら常勤する職員の給与）</p> <p>第41条 <u>恩給を受給しながら常時勤務する職員の初任給及び昇給の基準は、部内の職員との均衡を考慮して</u>県教育委員会が定める。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用に</p>	<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付</p>

なっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略)	採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略)
---	--

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

(新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県条例第20号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(防疫等作業手当)</p> <p>第14条 防疫等作業手当は、保健所に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして人事委員会規則で定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のとさつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(身辺警護等業務手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき640円（天皇又は人事委員会が定める皇族の警衛にあつては、1,150円）とする。</p>	<p style="text-align: center;">(防疫等作業手当)</p> <p>第14条 防疫等作業手当は、保健所に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のとさつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(身辺警護等業務手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき640円（天皇若しくは皇后、皇太子若しくは皇太子妃の身辺の警衛又は人事委員会が定める警衛にあつては、1,150円）とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第21号

新潟県公文書の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 行政文書の管理
 - 第1節 文書の作成（第4条）
 - 第2節 行政文書の整理等（第5条－第10条）
- 第3章 特定歴史公文書の保存、利用等（第11条－第25条）
- 第4章 雑則（第26条－第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに新潟県住宅供給公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。第27条を除き、以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第17条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書
- (3) 図書館、美術館、公文書館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画その他の資料（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書」とは、次に掲げる文書をいう。

- (1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書

4 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、第8条第1項若しくは第3項又は第26条第3項の規定により実施機関から知事に移管されたものをいう。

5 この条例において「公文書」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行政文書
- (2) 特定歴史公文書

（法令又は他の条例との関係）

第3条 公文書の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理

に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第2節 行政文書の整理等

(整理)

第5条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を個別フォルダー（個々の文書をキャビネットに納めるための紙挟みをいう。以下同じ。）又は簿冊にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、当該個別フォルダー又は簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、第2項に規定する個別フォルダー又は簿冊及び単独で管理している行政文書（以下「個別フォルダー等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては知事への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、個別フォルダー等について、当該個別フォルダー等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該個別フォルダー等の集中管理の推進に努めなければならない。

(管理の帳簿)

第7条 実施機関は、個別フォルダー等の管理を適切に行うため、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、個別フォルダー等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された個別フォルダー等については、この限りでない。

2 実施機関は、前項の帳簿について、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第8条 実施機関は、保存期間が満了した個別フォルダー等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した個別フォルダー等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該個別フォルダー等が歴史公文書に該当すると認めるときは、当該個別フォルダー等を保有する実施機関に対し、当該個別フォルダー等を知事に移管するよう求めることができる。

3 実施機関は、前項後段の規定による求めがあったときは、当該個別フォルダー等について当該求めを参酌して第5条第5項の規定による定めを変更し、当該個別フォルダー等を知事に移管することができる。

4 実施機関は、第1項又は前項の規定により知事に移管する個別フォルダー等について、第12条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第9条 実施機関は、第7条第1項の帳簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(行政文書管理規程)

第10条 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する規程を設けなければならない。

- 2 前項の規程には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 作成に関する事項
 - (2) 整理に関する事項
 - (3) 保存に関する事項
 - (4) 第7条第1項の帳簿に関する事項
 - (5) 移管又は廃棄に関する事項
 - (6) 管理状況の報告に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項
- 3 実施機関は、第1項の規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 特定歴史公文書の保存、利用等

(特定歴史公文書の保存等)

第11条 知事は、特定歴史公文書について、第24条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い)

第12条 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該特定歴史公文書を利用させなければならない。

- (1) 当該特定歴史公文書が第8条第1項又は第3項の規定により移管されたものであって、当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報
 - イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報
 - ウ 情報公開条例第7条第3号又は第6号ア若しくはオに掲げる情報
 - エ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
 - (2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は知事において当該原本が現に使用されている場合
- 2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が行政文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第4項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。
 - 3 知事は、第1項第1号に掲げる場合であっても、当該特定歴史公文書が同号アからエまでに掲げる情報を記録した部分とそれ以外の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、利用請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、利用請求者に対し、当該情報を記録した部分を除いて、当該特定歴史公文書を利用させなければならない。

(利用請求の手続)

第13条 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 第11条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書の名称
 - (3) 前2号に掲げる事項のほか、規則で定める事項
- 2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その

補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第14条 知事は、利用請求があったときは、当該利用請求があった日から起算して15日以内に、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させるかどうかの決定（以下「利用決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 知事は、利用決定等をしたときは、利用請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定以外の利用決定等をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を同項の書面に付記しなければならない。

4 知事は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に利用決定等を行うことができないときは、当該期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して60日以内に、その全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書について利用決定等を行う期限

(本人情報の取扱い)

第15条 知事は、第12条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書であつて第12条第1項第1号エに該当するものとして第8条第4項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第20条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第17条 知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法によ

り、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第18条 写しの交付により特定歴史公文書を利用するものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第20条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第19条に規定する新潟県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 知事は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)

(2) 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 知事は、提出書類等(行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書若しくは同条第2項の意見書又は同法第32条第1項若しくは第2項若しくは同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定により提出された書類その他の物件をいう。)が提出された場合には当該提出書類等の写し等(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を審査会に送付しなければならない。

5 知事は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第16条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用決定等(利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

(利用の促進)

第22条 知事は、特定歴史公文書(第12条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第23条 特定歴史公文書を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第12条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書の廃棄)

第24条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の公表)

第25条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第4章 雑則

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

第26条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類(以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。)については、第2章の規定は、適用しない。

- 2 実施機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を知事に移管することができる。
- 4 知事は、前項の規定により移管された刑事訴訟に関する書類であつて、同項の協議において利用の制限を行うこととされたものについて利用請求があつたときは、第12条の規定にかかわらず、利用を制限するものとする。
- 5 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(研修)

第27条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に実施機関が保存している行政文書であつて、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより設定した保存期間を満了していないものについては、施行日以後に当該保存期間が満了した場合には、第5条から第9条までの規定の例により管理しなければならない。
- 4 この条例の施行の際現に実施機関が規則その他の規程で定めるところにより設定した保存期間を満了した後も引き続き保存を必要とすることとしている行政文書については、第5条第4項の規定の例により当該保存期間を延長した上で、同条から第9条までの規定の例により管理しなければならない。
- 5 この条例の施行の際現に新潟県立文書館条例(平成4年新潟県条例第38号)第1条に規定する新潟県立文書館が保存する歴史公文書(実施機関から移管されたものに限る。)及び施行日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した歴史公文書であつて同日以後に前2項の規定により知事に移管されたものについては、特定歴史公文書とみなす。

(新潟県情報公開条例の一部改正)

- 6 新潟県情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等(以下この項において「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等(以下この項において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条及び追加項等を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社	2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社

にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (略)

(2) 特定歴史公文書(新潟県公文書の管理に関する条例(令和元年新潟県条例第21号。以下「公文書管理条例」という。)第2条第4項に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ。)

(3) 図書館、美術館、公文書館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画その他の資料(前号に掲げるものを除く。)

(審査会の設置等)

第19条 次に掲げる事務を行わせるため、新潟県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 第17条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。

(2) 公文書管理条例第20条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。

2～8 (略)

第23条 (略)

(第19条第1項第2号の規定による審議を行う場合における読替え)

第23条の2 第19条第1項第2号の規定により審査会が審議を行う場合における第20条の規定の適用については、同条中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、同条第1項及び第3項中「公開決定等」とあるのは「利用決定等(公文書管理条例第14条第1項の利用決定等をいう。)」と、「行政文書」とあるのは「特定歴史公文書」とする。

第27条 削除

附 則

にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (略)

(2) 図書館、美術館、公文書館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画その他の資料

(審査会の設置等)

第19条 第17条第1項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、新潟県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～8 (略)

第23条 (略)

(行政文書の管理)

第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

附 則

<p>1～3 (略)</p> <p>4 旧条例第7条第1項(前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の決定又は旧条例第2条第2項に規定する公文書の公開の請求に係る不作為について審査請求がされた場合(施行日前にされている場合を含む。)は、新条例第16条の2第2項、第17条及び第19条から第24条までの規定を適用する。この場合において、新条例第16条の2第2項中「公開決定等又は公開請求に係る不作為」とあるのは「この条例による改正前の新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号。以下「旧条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)の公開の請求があった場合における当該請求に係る公文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)又は当該請求に係る不作為(以下「公開請求に係る不作為」という。)」と、新条例第17条第1項中「実施機関」とあるのは「実施機関(旧条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)」と、同項第2号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、同条第3項第2号中「公開請求者(公開請求者」とあるのは「旧条例第7条第2項に規定する請求者(当該請求者」と、同項第3号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、<u>新条例第19条第1項第1号</u>中「第17条第1項」とあるのは「旧条例第13条第1項」と、新条例第20条第1項及び第3項中「行政文書」とあるのは「公文書」とする。</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 旧条例第7条第1項(前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の決定又は旧条例第2条第2項に規定する公文書の公開の請求に係る不作為について審査請求がされた場合(施行日前にされている場合を含む。)は、新条例第16条の2第2項、第17条及び第19条から第24条までの規定を適用する。この場合において、新条例第16条の2第2項中「公開決定等又は公開請求に係る不作為」とあるのは「この条例による改正前の新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号。以下「旧条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)の公開の請求があった場合における当該請求に係る公文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)又は当該請求に係る不作為(以下「公開請求に係る不作為」という。)」と、新条例第17条第1項中「実施機関」とあるのは「実施機関(旧条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。)」と、同項第2号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、同条第3項第2号中「公開請求者(公開請求者」とあるのは「旧条例第7条第2項に規定する請求者(当該請求者」と、同項第3号中「行政文書」とあるのは「公文書」と、<u>新条例第19条第1項</u>中「第17条第1項」とあるのは「旧条例第13条第1項」と、新条例第20条第1項及び第3項中「行政文書」とあるのは「公文書」とする。</p> <p>5～9 (略)</p>
---	--

(新潟県個人情報保護条例の一部改正)

7 新潟県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この項において「移動後号細目」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この項において「移動前号細目」という。)が存在する場合には当該移動前号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動前号細目が存在しない場合には当該移動後号細目(以下この項において「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この項及び第57条において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>特定歴史公文書(新潟県公文書の管理に関</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この項及び第57条において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア (略)</p>

<p>する条例（令和元年新潟県条例第21号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書をいう。） <u>ウ</u> 図書館、美術館、公文書館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画その他の資料（イに掲げるものを除く。） (4)～(9) (略)</p>	<p><u>イ</u> 図書館、美術館、公文書館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画その他の資料 (4)～(9) (略)</p>
--	---

新潟県条例第22号

新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例
新潟県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成29年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第2号</u>に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第1号</u>に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第23号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、 <u>法第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等</u> となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。	3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、 <u>法第16条第2号若しくは第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等</u> となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
4~7 (略)	4~7 (略)

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第25条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第38条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。	第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第25条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、 <u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡した職員(第38条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
2~6 (略)	2~6 (略)
第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。	第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員	(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>(法第16条第1号に該当して失職した</u>

<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第3項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>同項</u>の規定により人事委員会規則で定める日に、第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>	<p><u>職員を除く。)</u></p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職</u>し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第3項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職</u>し、又は死亡したときは、<u>第25条第1項</u>の規定により人事委員会規則で定める日に、第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>
---	--

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改

正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第26条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前におい</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第26条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前におい</p>

<p>て人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第3項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>同項の規定により人事委員会規則で定める日に第3項の例による額の期末手当を支給することができる。</u>ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>て人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第3項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第26条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に第3項の例による額の期末手当を支給することができる。</u>ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>
--	--

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>をした者</p>

2・3 (略)	2・3 (略)
---------	---------

(新潟県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第5条 新潟県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(年金管理者) 第8条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 (1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> (2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> 3～7 (略)	(年金管理者) 第8条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>破産者であつて復権を得ない者</u> 3～7 (略)

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

第6条 新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動後号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目(以下この条において「削除号細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(大麻取扱者の免許の基準) 第2条 (略) 2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、大麻取扱者の免許を与えないことができる。 (1) (略) (2) 次の <u>アからカまでの</u> いずれかに該当する者であるとき。 ア～エ (略) <u>オ 覚醒剤の中毒者</u> <u>カ アからオまでの</u> いずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者 (免許の取消し) 第9条 知事は、大麻取扱者がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は法第5条第2項各号若しくは第2条第2項第2号イ若しくは <u>エからカまでの</u> いずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。	(大麻取扱者の免許の基準) 第2条 (略) 2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、大麻取扱者の免許を与えないことができる。 (1) (略) (2) 次の <u>アからキまでの</u> いずれかに該当する者であるとき。 ア～エ (略) <u>オ 心身の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの</u> <u>カ 覚せい剤の中毒者</u> <u>キ アからカまでの</u> いずれかに該当する者を除くほか、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止の観点から大麻を適正に管理できないと知事が認める者 (免許の取消し) 第9条 知事は、大麻取扱者がこの条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は法第5条第2項各号若しくは第2条第2項第2号イ若しくは <u>エからキまでの</u> いずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

(新潟県覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第7条 新潟県覚せい剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目（以下この条において「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(覚せい剤施用機関等の指定の基準)	(覚せい剤施用機関等の指定の基準)
<p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関若しくは覚せい剤研究者の指定又は法第30条の2の規定による覚せい剤原料取扱者若しくは覚せい剤原料研究者の指定をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の<u>アからク</u>までのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち<u>アからキ</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関若しくは覚せい剤研究者の指定又は法第30条の2の規定による覚せい剤原料取扱者若しくは覚せい剤原料研究者の指定をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の<u>アからケ</u>までのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p><u>カ</u> <u>成年被後見人</u></p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p><u>ケ</u> 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち<u>アからク</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p>
(指定の取消し及び業務等の停止)	(指定の取消し及び業務等の停止)
<p>第4条 知事は、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚せい剤研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくは<u>オからク</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤研究者の覚せい剤及び覚せい剤原料に関する研究の停止を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくは<u>オからク</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その</p>	<p>第4条 知事は、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚せい剤研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくは<u>オからケ</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤研究者の覚せい剤及び覚せい剤原料に関する研究の停止を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第2条第2号イ、ウ若しくは<u>オからケ</u>までのいずれかに該当するに至ったときは、その</p>

指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。 3 (略)	指定を取り消し、又は期間を定めて、覚せい剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。 3 (略)
--	--

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第8条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動後号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目(以下この条において「削除号細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
(向精神薬試験研究施設設置者の登録の基準) 第4条 知事は、法第50条の5第2項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録をしないことができる。 (1) (略) (2) 次のアからキまでのいずれかに該当する者であるとき。 ア <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 イ～エ (略) オ (略) カ 麻薬中毒者又は <u>覚醒剤</u> の中毒者 キ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち法第50条の5第2項又はアからカまでのいずれかに該当する者があるもの (免許等の取消し等) 第7条 (略) 2 (略) 3 知事は、向精神薬試験研究施設設置者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第4条第2号ア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。	(向精神薬試験研究施設設置者の登録の基準) 第4条 知事は、法第50条の5第2項に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録をしないことができる。 (1) (略) (2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であるとき。 ア <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 イ～エ (略) オ <u>成年被後見人</u> カ (略) キ 麻薬中毒者又は <u>覚せい剤</u> の中毒者 ク 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち法第50条の5第2項又はアからキまでのいずれかに該当する者があるもの (免許等の取消し等) 第7条 (略) 2 (略) 3 知事は、向精神薬試験研究施設設置者がこの条例の規定に基づく処分に違反したとき、又は第4条第2号ア、イ若しくはエからクまでのいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

新潟県条例第24号

新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、臨時児童扶養等資金（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金又は令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金をいう。以下同じ。）に係る貸付金の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(償還の一部免除)

第2条 知事は、臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者が、所得の状況その他令第22条各号に掲げる事由により当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

新潟県条例第25号

新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第20条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(使用済み下着等の譲受け等の禁止)</u></p> <p>第20条の2 <u>何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>青少年に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等（青少年が着用した下着、青少年のだ液若しくはふん尿又は青少年がこれらに該当すると称したものをいう。以下この条において同じ。）を譲り受けること。</u></p> <p>(2) <u>青少年から使用済み下着等の売却の委託を受けること。</u></p> <p>(3) <u>青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介すること。</u></p> <p>(4) <u>青少年に使用済み下着等を売却するように勧誘すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</u></p> <p>第20条の3 <u>何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うように求めること。</u></p> <p>(2) <u>青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(場所の提供及び周旋の禁止)</u></p> <p>第21条 <u>何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に</u></p>	<p>第20条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(場所の提供及び周旋の禁止)</p> <p>第21条 <u>何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に</u></p>

対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第20条の2各号に掲げる行為

(非行誘発行為の防止)

第22条 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 正当な理由がある場合のほか、深夜(午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下同じ。)に外出させ、又は営業を営む場所に立ち入らせること。

(4)～(6) (略)

(深夜連れ出し等の制限)

第22条の2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

2 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業を営む場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第22条の3 (略)

第22条の4 (略)

(金銭の貸付け、物品の買受け等の制限)

第24条 (略)

2 (略)

3 古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、その営業に関し、青少年から古物(第20条の2に規定する物を除く。以下この条において同じ。)を買受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は青少年と古物の交換をしてはならない。

4 (略)

(立入調査等)

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(1)～(6) (略)

(7) 第22条の3第1項の規則で定める営業を行う場所

対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1)～(5) (略)

(非行誘発行為の防止)

第22条 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 正当な理由がある場合のほか、深夜(午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。以下同じ。)に外出させ、又は興行若しくは営業を営む場所に立ち入らせること。

(4)～(6) (略)

第22条の2 (略)

第22条の3 (略)

(金銭の貸付け、物品の買受け等の制限)

第24条 (略)

2 (略)

3 古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、その営業に関し、青少年から古物を買受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は青少年と古物の交換をしてはならない。

4 (略)

(立入調査等)

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、興行を行つている時間又は営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(1)～(6) (略)

(7) 第22条の2第1項の規則で定める営業を行う場所

2 (略)

(罰則)

第29条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) (略)

(10) 第20条の2の規定に違反した者(11) 第20条の3の規定に違反した者(12) 第21条の規定に違反して、同条第5号又は第6号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者(13) 第22条の2第1項の規定に違反した者(14) 第22条の3第1項の規定に違反した者(15) 第22条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(16) (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 第22条の3第2項の規定に違反した者(4) 第22条の4第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5)・(6) (略)

5 (略)

(審議会への諮問等)

第32条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、新潟県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる場合において、特に急を要し審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 第22条の3第1項の規則を定めようとするとき。

2・3 (略)

(事務処理の特例)

第36条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、村上市、上越市及び聖籠町が処理することとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第22条の4第1項の規定による販売又は貸付けの届出の受理(6) 第22条の4第3項の規定による変更又は廃止

2 (略)

(罰則)

第29条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) (略)

(10) 第21条の規定に違反して、同条第5号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者(11) 第22条の2第1項の規定に違反した者(12) 第22条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(13) (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 第22条の2第2項の規定に違反した者(4) 第22条の3第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5)・(6) (略)

5 (略)

(審議会への諮問等)

第32条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、新潟県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる場合において、特に急を要し審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 第22条の2第1項の規則を定めようとするとき。

2・3 (略)

(事務処理の特例)

第36条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、村上市、上越市及び聖籠町が処理することとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第22条の3第1項の規定による販売又は貸付けの届出の受理(6) 第22条の3第3項の規定による変更又は廃止

の届出の受理 (7)～(9) (略)	の届出の受理 (7)～(9) (略)
-----------------------	-----------------------

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

新潟県条例第26号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正)

第1条 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この条において「移動別表号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この条において「移動後別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号(以下この条において「削除別表号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第2条関係) (1)～(69) (略)</p> <p><u>(69)の2 卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)</u>に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>別表第1(第2条関係) (1)～(69) (略)</p> <p><u>(69)の2 中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)</u>に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)</p> <p>ア 卸売場 イ 仲卸売場</p> <p><u>(69)の3 地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)</u>をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p>

(新潟県手数料条例の一部改正)

第2条 新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表(第3条関係) (1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 農林水産部関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">対象となる事務</th> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">6</td> <td>卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の</td> <td>地方卸売市場認定申請手数料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件につき 24,000円</td> </tr> </tbody> </table>		対象となる事務	名 称	区 分	金 額	(略)					6	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の	地方卸売市場認定申請手数料		1件につき 24,000円	<p>別表(第3条関係) (1)～(4)の2 (略)</p> <p>(5) 農林水産部関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">対象となる事務</th> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">6 及 び 7</td> <td>削除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		対象となる事務	名 称	区 分	金 額	(略)					6 及 び 7	削除			
	対象となる事務	名 称	区 分	金 額																											
(略)																															
6	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の	地方卸売市場認定申請手数料		1件につき 24,000円																											
	対象となる事務	名 称	区 分	金 額																											
(略)																															
6 及 び 7	削除																														

	認定の申請 に対する審 査								
7	卸売市場法 第13条第1 項の規定に 基づく地方 卸売市場の 認定に関す る認定証の 再交付	地方卸 売市場 認定証 再交付 手数料		1件につき 6,000円					
7 の 2	卸売市場法 第14条にお いて準用す る同法第6 条第1項の 規定に基づ く地方卸売 市場の変更 の認定に関 する認定証 の書換え交 付	地方卸 売市場 認定証 書換え 交付手 数料		1件につき 6,000円					
(略)					(略)				
(6)～(9) (略)					(6)～(9) (略)				
附 則					附 則				
(施行期日)					(施行期日)				
1 <u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u> (地方卸売市場認定申請手数料の特例)									
2 <u>卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部 を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の 規定による改正前の卸売市場法第2条第4項に規 定する地方卸売市場に係る別表第5号の表6の項 の規定の適用については、令和元年12月21日から 令和2年6月20日までの間、同項中「24,000円」 とあるのは、「6,000円」とする。</u>									
					<u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u>				

(新潟県卸売市場審議会条例及び新潟県卸売市場条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 新潟県卸売市場審議会条例（昭和46年新潟県条例第36号）
- (2) 新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年12月21日から施行する。
(新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 2 新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)	第7条第1項及び第4項	第4条	新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)	第7条第1項及び第4項	第4条
(略)			新潟県卸売市場条例(昭和46年新潟県条例第54号)	第8条第1項、第25条第1項及び第32条第1項から第3項まで	第4条
(略)			(略)		

新潟県条例第27号

新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年新潟県条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和元年10月31日から施行する。

新潟県条例第28号

新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例

（議員報酬の月額の特例）

第1条 議長、副議長及び議員（以下「県議会議員」という。）に係る令和元年11月1日から令和5年4月29日までの間（以下「特例期間」という。）の議員報酬の月額は、新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

（期末手当の額の特例）

第2条 県議会議員に係る特例期間に支給される期末手当の額は、知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（政務活動費の月額の特例）

第3条 会派に係る特例期間の政務活動費の月額は、新潟県政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号。以下「政務活動費交付条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 県議会議員に係る特例期間の政務活動費の月額は、政務活動費交付条例第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

新潟県条例第29号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(道路交通法関係手数料)	(道路交通法関係手数料)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 法第104条の4第6項 <u>(法第105条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,100円の手数料を納めなければならない。	7 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,100円の手数料を納めなければならない。
8～10 (略)	8～10 (略)

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。